

(2) イ 各医療機関が医療機能ごと病床数を変更する場合における地域医療構想調整会議での説明等について

- ・ 現在、各医療機関が医療機能ごとの病床数を変更する場合に、事前に把握する仕組みがないため、調整会議での説明等を経ずに医療機能ごとの病床数の変更が行われることがあります。

(この場合、調整会議は年1回の病床機能報告で事後的に把握することになります。)

- ・ 例えば、鹿児島保健医療圏の取扱として、各医療機関が過剰とされる医療機能（高度急性期、急性期、慢性期）へ一定数以上の病床を移す場合は、事前に調整会議で説明を行う等のルールを整備する必要があるのではないかと考えますが、ルールの要否等について委員の皆様の御意見をお願いします。

(ルールが必要な場合、詳細については次回の調整会議等の協議事項とすることを想定しています。)